

大人向け



三重県

子ども条例

すべての子どもが安心してくらすようになるために



デジタル版

あなたの周りにこんな子どもはいませんか？

大人の意見を
押し付け
られている



SNSで
悪口を書かれる



いじめられて
傷ついている



安心できる
居場所がない



家の手伝いが多くて
宿題が出来ず
困っている



困ったときに
相談できる
ところがない



子どもの権利が守られていない一例です。
子どもの豊かで健やかな育ちについて考えてみませんか？



三重県子ども条例の紹介

子どもの権利条約の理念にのっとり、
子どもの権利が保障される社会の実現を
目指して制定された条例です。

条例が大事にしていること（基本理念）

子どもは、生まれながらに
権利を有し、いかなる理由による
差別も受けることがない



子どもも大人と同じようにたくさん
権利を持っていて、
子どもだけが持つ権利もあります。
人種、性別、考え方、障がい、経済状況など、
どんな理由でも差別されません。

子どもは、生命及び健康が守られ、
健やかに成長することができる



子どもは犯罪や事故、危ないことから
守られ、健やかに育つことができます。

子どもは、自分の意見を表明し、
多様な社会的活動に
参画することができる



子どもは自分の思いや意見を自由に
大人に伝えることができます。
学校や地域の社会活動に参加したり、
子どもの意見を社会に生かしたりすることが
できます。

子どもは、その意見が尊重され、
その最善の利益が考慮される



子どもの意見が大切にされます。
大人は、子どもにとって、もっとも
よいことは何かを優先して考えます。

子どもの権利条約とは

1989年に国連総会において採択。日本は1994年に締約国となりました。
子どもも、大人と同様にひとりの人間として権利を認め、成長の過程にあって
保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

子どものために大人がやること

大人は子どもの権利を守るために、それぞれ役割を持っています。
みんなが協力して、子どもを支えます。

保護者

子どもを大切に育てる責任があることを理解し、行政や支援団体などから必要なサポートを受けながら、子どもが安心して育つ環境を作るように努めます。

学校等関係者

子どもの安全の確保や子どもが安心して学び、育つことができる環境づくりに努めます。
子どもが子どもの権利について学び、意見を表明することができるよう支援します。

事業者

働く人が仕事と家庭の両方で充実した生活ができるように職場環境を整え、地域で子どもが成長できるよう支援する取組の推進に努めます。

連携 協力

支援団体

専門性を生かした活動を通じて、子どもの育ちを見守り、支えるよう努めます。

県民

子どもに関する施策について理解を深め、積極的に協力するよう努めます。



県

県は、子どもに関する施策を計画的に進め、子どもの意見や最善の利益を大切にします。
市町と協力し、保護者や学校、地域の人々が協力できるよう支援し、みんなで子どもを支える取組をサポートします。

三重県がやっていること

虐待・いじめなどの
権利侵害から
子どもを守ります。

(11 条)



子どもの安全と
安心のための
取組を推進



子どもの権利を
守るための
仕組づくり



子どもの権利について、みんなが
学ぶ機会を提供します。

(12 条)



すべての子どもが豊かで健やかに
育つことができるように
支援します。

(13 条)



特別な支援が必要な
子どもの成長へのサポート

子どもの意見を
県取組に
反映します。

(14 条)



子育てをしている家庭が安心して
暮らせるように支援します。

(15 条)



大人に伝えたい子どもの声

社会の変えたいところ、大人に変わってほしいところを、
子どもに聞きました

子ども自身の考えや
気持ちを尊重してほしい。
大人に子どもの意見を
聞く姿勢を持ってほしい。

子どもの見回りをする人は、
お年寄りしか見たことがない。
若い人はやらないの？

宿題をしているそばで
親がスマホを見ていると
気が散って集中できない。
スマホを見ずに、子どもの
サポートをしてほしい。

怒るときに強く
言わないでほしい。

お母さんとお父さんが
怒っている顔はあんまり
見たくない。怒っている時を
少なくしてほしい。



子どもが将来に夢や希望を持って暮らせる三重県を
一緒に作りましょう

あなたの周りで子どもの権利が守られていないとき、
あなたならどうしますか？

三重県子ども・福祉部 少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13

☎: 059-224-2404 FAX: 059-224-2270 E-mail: shoshika@pref.mie.jp

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001187904.pdf>

三重県こども条例
の全文

